

この試験は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第69条の2第1項の規定に基づき、徳島県が実施するものです。

1 介護支援専門員の養成

○ 介護支援専門員とは

要介護者や要支援者からの相談に応じるとともに、その心身の状況等に応じた適切なサービス(訪問介護、デイサービスなど)を受けられるようにケアプラン(介護サービス等の提供等についての計画)の作成や市町村・サービス事業者・施設等との連絡調整等を行う者であって、要介護者や要支援者が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識・技術を有するものとして介護支援専門員証の交付を受けた者

[介護支援専門員が配置される介護保険施設・事業所]

介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設

介護老人保健施設・介護医療院

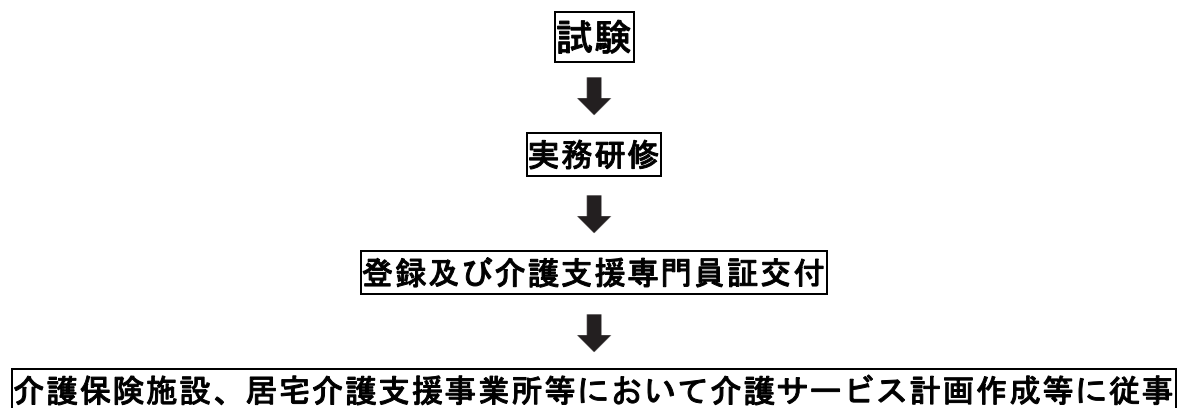
特定施設入居者生活介護を行う特定施設(有料老人ホーム等)

地域密着型特定施設・介護予防特定施設

小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護・居宅介護支援

○ 介護支援専門員の養成の流れ



※受験申込前に「受験資格を有するかどうか」必ず確認してください。

受験資格：保健・医療・福祉に係る法定資格者及び別に定める相談援助業務に従事する者で、

合計5年以上かつ900日以上の実務経験を有する者(p2へ)

2 試験日時、試験会場

区 分	内 容
試験日時	令和6年10月13日（日） 〔開 場〕 9時00分 〔受験説明〕 9時35分～10時00分 〔試 験〕 10時00分～12時00分(120分)※ ※ 身体障がい者等に対する受験特別措置の対象者は試験終了時刻(点字受験者180分、弱視等受験者156分)が異なります。
試験会場	徳島県立総合看護学校 （徳島市鮎喰町2丁目41-6） ※ 試験会場の詳細は、 <u>受験票</u> で個別に連絡します。 ※ <u>試験会場に受験者用の駐車場はありません。</u> 公共交通機関や会場付近の有料駐車場を利用し、送迎車を含め、周辺の商業施設に絶対に駐車しないでください。 (営業妨害などで罰金を請求される場合があります。送迎車による周辺道路上での待機は交通の妨げとなり大変危険です。) ※ 試験会場敷地内(試験室を含む)は全て禁煙 です。 ※ 試験会場は、事情により上記の他に追加する場合があります。

3 受験資格

次ページにて必ず受験資格の有無を確認してください。

下記(1)および(2)を満たす方が対象です。

(1) **ア及びイの期間が通算して5年以上、かつ、当該業務に従事した日数が900日以上**の者。

ア 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）、又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間

イ 別に定める相談援助に従事する者(p22)が、当該業務に従事した期間

(2) 勤務地、住所地に関する要件

ア 受験申込時点において、(1)の業務に従事している勤務地が徳島県内にある者

イ アに該当しない場合は、住所地が徳島県内にある者

4 受験資格の確認

現在、3(1)アまたはイとして業務に従事しているかどうか

→〔従事している場合〕勤務している都道府県が「徳島」の場合「A」へ

勤務している都道府県が「徳島」以外の場合は「B」へ

〔従事していない場合〕過去、アまたはイとして業務に従事していた場合は「A」へ

過去、アまたはイとして業務に従事していない場合は「C」へ

A 業務従事期間が5年以上かどうか ※下記【実務経験の確認について】を御確認ください。

→〔5年以上の場合〕受験資格があります。

〔5年未満〕受験資格がありません。

B 勤務している都道府県が徳島以外の場合、徳島県での受験はできません。

勤務している都道府県において受験資格があります。

C 現在に至るまで、アまたはイとして業務に従事していない場合、受験資格がありません。

※【実務経験の確認について】

施設・事業所の長又は代表者が発行する実務経験証明書(p17)により行います。

具体的な判断 次の①、②の両方を満たす場合に実務経験として換算します。

① 「3 受験資格」の(1)に列挙されたもの

② 要援護者に対する対人の直接的な援助が、当該者の本来業務として明確に位置づけられている

(※当該資格等を有しながら、要援護者に対する対人の直接的な援助ではない研究業務、事務業務、営業業務等を主として行っているような期間は実務経験期間に含みません。)

〔その他〕

- ・ 施設、事業所等の廃業及び統廃合等によって、実務経験証明書の発行が困難な場合は、給与明細書、雇用契約書等により、実務経験を確認します。
- ・ 実務経験期間は、試験日前日までに満たしていることが必要です。
- ・ 実務経験期間の日換算は、1日の勤務時間が短い者の場合についても1日勤務したものとみなします。

5 試験の方法及び内容

試験方法	5肢複択方式による筆記試験		
出題数 及び 試験時間	区 分	問題数	試 験 時 間
	介護支援分野 ・ 介護保険制度の基礎知識 ・ 要介護認定等の基礎知識 ・ 居宅・施設サービス計画の基礎知識等	25問	120分 ※点字受験者 (1.5倍) = 180分 ※弱視等受験者 (1.3倍) = 156分
	保健医療福祉サービス分野 ・ 保健医療サービスの知識等 ・ 福祉サービスの知識等	20問 15問	
	合 計	60問	
採点方法	介護支援分野と保健医療福祉サービス分野のそれぞれの分野で、別途、登録試験問題作成機関が設定する一定割合以上の正答の場合に合格とする。		

6 受験申込書受付期間及び受験手続

受付期間	令和6年7月8日（月）～7月19日（金） 受付期間経過後の申込みは、一切受付いたしません	
申込方法	<p>電子申請 ※一部紙媒体での提出（郵送）が必要です。</p> <p>「電子申請」での申込みが困難な方は、「郵便申請（簡易書留）」による申込み可</p> <p>(1) 「電子申請」の場合</p> <p>① 電子申請・届出システムによる申込み</p> <p>【手順】</p> <p>電子申請・届出システムの利用者登録 →利用者登録後、手続き一覧から本試験の受験申込みをクリック →必要事項を入力の上、<u>申込み完了</u> →システム上で「受験手数料台紙」「封筒ラベル」「チェックシート」が自動作成されますので、「PDFファイルを出力する」をクリックし、印刷</p> <p>【注意】</p> <p>※申込み完了後に交付される「整理番号」と「パスワード」は受験票の受領等に必要ですので、必ずメモしておいてください。</p> <p>※迷惑メール対策等を行っている場合は、「pref.tokushima@s-kantan.com」からのメール受信が可能な設定にしておくとともに、URLの記載のある電子メールを受信可能な設定にしておいてください。</p>	



	<p>② 次ページ「ア」「イ」(希望する場合「ウ」)を受付期間内に簡易書留で郵送 ※7月19日(金)消印有効</p> <p>(2) 「郵便申請」の場合 ※7月19日(金)消印有効 次ページ「ア」「イ」「エ(受験票に63円切手を貼付)」(希望する場合「ウ」)を、一括して封筒に入れ、封筒の表面に「<u>介護支援専門員実務研修受講試験込</u>」と朱書し、「<u>簡易書留</u>」により郵送</p> <p>【紙媒体の郵送先】 〒770-8570(住所不要)徳島県保健福祉部長寿いきがい課介護支援担当 ※必要な書類が分割して郵送された場合や、不備のある場合は受付できません。</p>
<p>身体障がい者等に対する特別措置</p>	<p>身体に障がい等のある受験者については、希望により特別措置を行います。</p> <p>(1) 対象者 視覚障がい者、聴覚障がい者、肢体不自由者、病弱者、障がい等を併せもつ者</p> <p>(2) 特別に措置する内容 障がいの種類及び程度に応じて、特別に措置が認められる事項が異なります。 「身体障がい者等に対する受験の特別措置」(P34~37)を参照してください。</p>
<p>受験票の交付</p>	<p>(1) 受験票は9月上旬~9月20日に郵送します。</p> <p>(2) 受験申込みの際に、受験票に写真を貼らないでください。申込み後、県から郵送された受験票に、所定の顔写真を貼って、試験当日に必ず持参してください。</p> <p>【所定の顔写真】 申込み前6か月以内に撮影した縦4.5cm×横3.5cm、正面向き、脱帽、上半身の本人と確認できるもの</p> <p>※ 受験票発行通知メール(電子申請の場合)または受験票が9月20日(金)までに届いていない場合は、県保健福祉部長寿いきがい課(088-621-2213)に連絡してください。</p>

7 受験申込みに必要な書類

必要書類	内 容
ア 受験手数料	<p>9,700円分の徳島県収入証紙（×収入印紙）を受験申込書(I)の所定箇所に貼り付けてください。消印や重ねて貼ること、セロハンテープ等でのテープ貼付は絶対にやめてください。</p> <p>収入証紙は、阿波銀行各店舗、徳島大正銀行各店舗、又は県庁内生協（地下売店）等の徳島県収入証紙売りさばき所で購入できます。</p> <p>※電子申請の方は、電子申請時にプリントアウトした受験手数料台紙を使用</p>
イ 受験資格の 証明書類	<p>(ア) 実務経験証明書 ※様式等の詳細はp19へ</p> <p>見込証明となる者は、令和6年10月31日(木)(必着)までに改めて実務経験証明書を郵送してください。(期日までの提出がなければ受験資格を満たさず無効)</p> <p>(イ) 法定資格に係る資格証・登録証の写し（以下、「免許等の写し」という。）</p> <p>「3 受験資格」(p2)の(1)アの法定資格を有する者は、免許等の写し（裏面に取得年月日等の記載がある場合は、両面をコピーすること。）を実務経験証明書に添付してください。<u>合格証は証明書類として認めません。</u></p> <p>複数の法定資格を有する場合は、全ての免許等の写しを添付してください。</p> <p>(ウ) 開業証明書、認可書、届出書、業務委託契約書等</p> <p>実務経験証明書の証明者と受験申込者が同一の場合、開業許可書、認可書、届出書、業務委託契約書等の客観的に証明できる書類の写しを実務経験証明書に添付してください。</p> <p>なお、社会福祉士や介護福祉士のように、その業務を行うにあたり許可、認可、届出制がなく、これらの証明書類を提出できない場合は、定期的（月次、年次）報告書や業務日誌の写しを実務経験証明書に添付してください。</p> <p>(エ) 団体概要及び市区町村ボランティアセンター等への登録書類</p> <p>ボランティア等の公的サービス以外のサービスを行う団体において介護等の業務を行っている者については、当該団体概要及び市区町村ボランティアセンター等に登録されている団体である場合は、その旨の書類を実務経験証明書に添付してください。</p> <p>(オ) 戸籍抄本（原本・交付後6か月以内のもの）</p>

	<p>受験資格の証明書類の氏名と現在の氏名が異なる場合は、戸籍抄本の原本を実務経験証明書に添付してください。</p> <p>※ 受験資格の証明書類に関する特例措置（※昨年度、受験申込みした方のみ）</p> <p>昨年度、本県で当試験の申込みを行った者のうち、氏名・受験資格に変更のない者については、<u>実務経験証明書及び免許等の写しが不要</u>です。</p> <p>この場合にあっても、後日必要書類の提出を求められることがあります。なお、婚姻等により昨年度申込時点から氏名が変わった場合は、戸籍抄本の原本（交付後6か月以内のもの）を添付してください。</p>
<p>ウ 身体障がい者等受験特別措置申請書等</p>	<p>（ア）身体障がい者等受験特別措置申請書 ※様式等の詳細はp23へ</p> <p>身体障がい者等に対する受験特別措置を希望する者は、身体障がい者等受験特別措置申請書に必要事項を記入し、提出してください。</p> <p>（作成の詳細はp33を参照）</p> <p>（イ）診断・意見書等 ※様式等の詳細はp25へ</p> <p>受験特別措置の種類に応じて、該当する診断・意見書を提出してください。</p> <p>なお、身体障がい者手帳の写しの提出をもって、診断・意見書に代えることができます。</p>
<p>エ 受験申込書</p> <p>※巻末に様式がございます。</p>	<p>受験申込書（Ⅰ）、（Ⅱ）及び受験票は切り離さずに提出してください。</p> <p>受験申込書（Ⅰ）、（Ⅱ）及び受験票の記載内容は、必ず統一してください。</p> <p>（記載内容が一致していない場合は、受験申込書（Ⅰ）の記載内容により受付）</p> <p>太線で囲まれた欄に黒又は青のボールペンを用い、楷書で丁寧に記入してください。</p> <p>受験票はそのまま返送しますので、必ず63円切手を貼るとともに、住所、氏名、郵便番号を正確に記入してください。</p>

8 受験上の注意事項

- (1) 試験当日は、**必ず受験票に写真を貼って試験会場に持参**してください。
- (2) 試験会場への入場は、**当日の午前9時から**です。試験室には、**必ず午前9時35分までに入室**してください。**遅刻した場合に入室できるのは、試験開始後30分（午前10時30分）まで**です。
- (3) 解答は光学読取により採点しますので、**B又はHBの鉛筆とよく消える消しゴム**を持参してください。シャープペンでは読み取れない場合があるので、必ず鉛筆を使用してください。
- (4) 試験会場敷地内（試験室を含む）は**全て禁煙**です。

- (5) 試験開始後 30 分は、試験室から退室できません。
- (6) 試験会場に受験者用の駐車場はありません。公共交通機関や会場付近の有料駐車場を利用し、送迎車を含め、周辺の商業施設には絶対に駐車しないでください。
- (7) 当日は交通機関の混雑が予想されるため、余裕をもって試験会場へお越してください。
- (8) 試験に際して不正行為を行った者及び試験室内の秩序を乱す者については、退室を命じるとともに、採点を除外する場合があります。
- (9) 時計は、時計機能だけのものに限り使用を認めます。
携帯電話やスマートフォン、ウェアラブル端末等の通信機器は、身につけたり、机の上に置くことはできません。試験中は機器の電源を切り、鞆等にしまってください。
- (10) 試験監督員の指示事項は必ず守ってください。
- (11) 試験問題は試験終了後に持ち帰ることができますが、解答用紙は持ち帰ってははいけません。
- (12) 受験票は試験当日に回収しますので、各自受験番号は別に記録しておいてください。
- (13) 試験当日に受験できなかった場合の受験手数料の返還はありません。

9 合格発表及び試験結果の開示

合格発表	<p>合格発表日 令和6年11月25日(月)</p> <p>合格者のみ文書で通知します。電話等による結果問合せは一切応じません。</p> <p>掲載予定場所：徳島県庁西側の掲示板及び県ホームページ</p>
試験結果の開示	<p>分野別得点についてのみ、受験者本人に限り、口頭による開示の請求ができます。</p> <p>① 開示請求ができる期間</p> <p>合格発表の日から1月間（令和6年12月25日（水）午後5時15分まで）</p> <p>② 開示請求ができる場所</p> <p>徳島県保健福祉部長寿いきがい課（県庁2階）</p> <p>③ 開示請求の方法</p> <p>運転免許証、旅券（パスポート）など本人確認のできる書類を持参（顔写真のない書類による場合は、複数の種類の書類の提示が必要）</p> <p>※ 個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年徳島県条例第55号）及び個人情報の保護に関する法律施行条例施行細則（令和5年徳島県規則第13号）の規定に基づく</p> <p>※ <u>本人確認の必要があるため、電話での開示請求はできません。</u></p>

10 合格から実務研修受講まで

- (1) 合格者に対して合格通知を送付 ※実務研修受講案内も同封
- (2) 合格者は実務研修を受講することが可能

※ 試験中の不正行為が判明した場合及び受験申込みに当たって虚偽又は不正の事実があった場合は、法第 69 条の 31 の規定に基づき合格の決定を取り消します。

11 その他

- (1) **受験申込書の受理後は、いかなる理由があっても受験手数料(徳島県収入証紙)の返還、受験申込書及び証明書等の添付書類の返却はしません。**
- (2) この試験について、会場への直接の問合せは絶対にしないでください。
- (3) 試験に関する変更がある場合は次の URL で公表します。随時ご確認ください。



県 HP「介護保険についてのお知らせ」

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/kaigohoken/>

- (4) 以下の事項に該当する者は、試験に合格し、介護支援専門員実務研修を修了しても、法第 69 条の 2 に定める登録を受けることができません。
 - ア 心身の故障により介護支援専門員の業務を適正に行うことができない者
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ウ この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - エ 登録の申請前 5 年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者
 - オ 法第 69 条の 38 第 3 項の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間中に法第 69 条の 6 第 1 号の規定によりその登録が消除され、まだその期間が経過しない者
 - カ 法第 69 条の 39 の規定による登録の消除の処分を受け、その処分の日から起算して 5 年を経過しない者
 - キ 法第 69 条の 39 の規定による登録の消除の処分に係る行政手続法(平成 5 年法律第 88 号)第 15 条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に登録の消除の申請をした者(登録の消除の申請について相当の理由がある者を除く。)であって、当該登録が消除された日から起算して 5 年を経過しない者